ホームページでも他のセミナー詳細がご覧いただけます(セミナーのお申込もできます)

https://www.kinyu.co.jp

更新して再演7回目 会場または Zoom

|--|

合弁会社(JV)設立時·業務提携時の 競争法上の検討ポイント

~JV 設立の際に日本では事前届出が不要でも JV が事業活動を行わない外国での届出 が必要となる場合があるなど、見落とされがちな注意点を具体的事例とともに解説~

かんの 橋 法 務 大 江 所 弁 +

2026年1月19日(月)午後1時30分~午後4時30分

- ■このセミナーは会場受講または Zoom 受講のいずれかを選択いただけます。(1週間動画配信あり)
- ■当日のご参加が難しいお客様には、後日動画を配信できます(2週間)。日程指定も可能です。

企業間での協業を行う際、企業が完全に一体化する合併や全株式取得と異なり、必要な範囲に限定し て協業を行う手段として、合弁会社(ジョイントベンチャー、「JV」)設立又は業務提携が活用されています。 両者は部分的な協業の実現という点で共通しますが、業務提携の際には公正取引委員会等の競争法当局 に対する事前届出は不要であるのに対し、JV 設立の際には事前届出が必要になる場合もあるなど、競争法 上の手続には差があります。特に、JV 設立の場合、日本において届出が不要な場合でも、当該 JV が事業 活動を行わない外国において届出が必要となる場合があることは、見落とされがちな注意点です。他方、JV 設立及び業務提携に共通する競争法上の検討事項もあります。例えば、特に競争事業者間での協業の場 合には、不当な取引制限に繋がるおそれがないかを検討する必要があり、また、スタートアップと大企業の協 業の場合には、優越的地位の濫用等の観点からも検討が必要になります。さらに、JV 設立及び業務提携の 検討過程においては、情報交換が競争法上の問題になり得るため、実務に即した情報交換のルール作りを することが重要なポイントとなります。

JV 設立に当たって届出が必要となる場合、クリアランスが得られるまでは JV の設立ができなくなり、スケジュー ルにも大きな影響が生じます。また、競争法違反があれば、警告や高額の制裁金の対象となることもあります。 本セミナーでは、JV 設立時及び業務提携時に検討すべきポイントを、実際の事例を紹介しながら分かり

- 業務提携と JV の共通点・相違点
- 2. JV 設立に関する日本の企業結合規制
 - (1)株式取得

やすく解説します。

(2)共同新設分割

- (3) 待機期間·罰則
- 3.JV 設立に関する海外の企業結合規制と処罰事例
 - (1)EUの届出要件

(2) トルコの届出要件

(3)中国の届出要件

(4)台湾の届出要件

(5)韓国の届出要件

- (6) 各国の待機期間・罰則
- (7) 届出義務違反に対する処罰事例
- 業務提携と IJ の実体法上の検討事項
 - (1)不当な取引制限
- (2) 実際の業務提携事案における考慮要素
- (3)業務提携の具体例に基づく検討
- 5. スタートアップとの業務提携・JV 設立時の留意点
 - (1)優越的地位の濫用
- (2)業務提携の段階ごとの留意点
- (3)優越的地位の濫用以外の問題
- 6. 情報交換のルール
 - (1)業務提携・JV 設立の検討段階における留意点 (2)業務提携実施後・JV 設立後の留意点
 - (3)海外における処罰事例

本セミナーについては、法律事務所ご所属の方はお申込をご遠慮願います。

【講師紹介】

2004 年東京大学文学部卒業、2010 年東京大学法科大学院卒業、2011 年弁護士登録。2014 年 University College London 卒業 (LL.M.)。競争法 (独禁法)・景品表示法に関する案件を中心に、M&A、訴訟、企業法務全般を取り扱う。競争法に関しては、国内外の企業結合届出の対応及びカルテル等違反事案に対する調査対応を行うが、近時はJVに関する企業結合届出対応を多く取り扱う。 ※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

金融財務研究会 ■主催

Twitter: https://twitter.com/keichoken05 Blog: https://www.kinyu.co.jp/blog/

https://www.kinyu.co.jp



開催日

会 場

2026年1月19日(月) 13:30~16:30

茅場町・グリンヒルビル

金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅

6番出口より徒歩1分(開場は開演の30分前です。)

【Zoom 受講の場合】インターネットに繋がる

パソコンがあれば、どこでも受講できます。当日のご参加が難しいお客様には、録画した動画を後日配信することが可能です。

参 加 費

1名につき35,800円(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき31,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申 込 先

金融財務研究会 ホームページ https://www.kinyu.co.jp/ 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル

TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書を FAX 又は郵送いただいてのお申し込みも承ります。折り返し受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)クレジットカードご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。参加費の払戻しは致しませんので、当日ご参加になれない場合は、代理の方のご出席あるいは当社および経営調査研究会主催の他のセミナーへのお振替をお願いします。(但し新しいセミナーの参加費との差額が 2,000 円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いいたします。)

ご記入いただきました個人情報はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱 UFJ 銀行 店 本 三井住友銀行 本店営業部 1642356 7397637 三菱UFJ信託銀行 本 店 2818151 みずほ銀行 東京営業部 1427715 三井住友信託銀行 本店営業部 2993982 りそな銀行 東京営業部 1693669

◇クレジットカードは Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover がご利用いただけます。

----- 切らずにこのままお送り下さい

合弁会社(JV)設立時・業務提携時の

参加申込書

FAX 03-5695-8005

SMBC フレンド証券 泉行 東京 証券会館 券 吉野家

> ●第二 証券会館

ヒルックス 茅場町

薬局・電なが卵

グリンヒルビル

38%

未代通り

内藤証券

消防署■

小哥

交番●平

製粉会館

渋澤ブレイス

赤代通り

■三菱東京 UFJ 銀行 ATM

■スマイル ホテル日本機

• □-ソン

親争伝工の検討かれるト 【会場または Zoom】 1/1	9	参加甲込 青		年	月	日
下記に✔を入れてください。 □会場受講 □Zoom受講 □後日配信	会 社 名	E-Mail		TEL FAX		
弊社からのお知らせ、メルマガの 送信を	所 在 地	₸				
□受信する □受信しない	参加者ご氏名		部課名			
講師へのメールアドレス開示に □同意する □同意しない	11		11			
クレジットカードをご利用の場合は 下記に ✓ を入れて下さい。 □クレジットカード利用	IJ		11			
	11		11			
	書類送付先	ご担当者	部制	果名		
ヤミナーフート 0185 (Law-k260185)	(同上の場合記入不要)	TEL	FAX	X		